

当事者運動で、重度訪問介護制度が制定されたとは。。

修士 2 年 鈴木隆子さん(社会福祉法人理事長)

新たにご縁に感謝

ゆきさんから「今回はタコさんのためのような授業よ」とお聞きして、どのような先生かなと緊張しておりました。

飛び入りゲストとしてご登壇いただいた小林律子先生は、今年3月まで現代書館の編集者として34年にわたり、障害のある当事者さんとその活動を「季刊福祉労働」や書籍として出版するというお仕事に携わる業界の有名人でした。当事者さんの活動の伴走者であり、障害者運動や障害者制度改革についての「生き字引」のような方でした。

自宅に戻り障害者運動の本を見ましたらそのほとんどが現代書館出版でした。

恥ずかしいことに、重度訪問介護制度が当事者運動で制定されたことを十分理解しておりませんでした。社会福祉法人の運営、目の前の障害のある利用者さんの支援、制度が変わるたびにその事務的な対応に追われる毎日でした。

ケアマネをされている院生の方から、障害分野は報酬が低いわりに大変でなかなか参入できないという話がありました。当法人のヘルパー担当の管理者からも、全介助の利用者さんの支給決定時間が少ないという話とともに、「今まで身体介護であったものが重度訪問介護になり収入が減って大変」という話も聞いたことがありました。

運営する側としては歓迎されていない制度でした。

船後議員や木村議員の国会での介護費用負担の問題から重度訪問介護の利用制限撤廃運動まで、とても分かりやすくまとめていただきました。

DPI 日本会議が作成した配布資料に「日中活動と就労中のヘルパー必要時間は変わらず、介護内容も変わらないのに、これが認められないのはおかしい」とありました。

当然だと思います。

しかし事業者側からの視点でこの円グラフを見ると、就業する場合の起床時間が7時と早くなり、入浴時間が夜 21 時から遅くなっていることに気付きました。これは介助をうける人にとってはノーマルな暮らしの時間帯なのですが、派遣されるヘルパーが働きやすい 8 時～18 時くらいの間に入っていないのです。

実際、当法人も朝 6 時からと夜 22 時まで働けるヘルパーの人手不足に悩んでいる状況です。せめて重度訪問介護の利用料単価がもっと高く設定されていれば少しは運営しやすくなるかもしれません。

利用する当事者にもサービス提供者にも納得できる制度に改善が必要と思います。

グラフは昨年度の授業「データジャーナリズム特論」のデータコンペで在宅を支えるヘルパー利用についてまとめたものの一つです。

重度訪問介護の利用者人員(青の棒グラフ)がとびぬけて多い県は大阪、次が東京です。

これと自立生活センターの数や活動の活発な地域とが連動していると思いました。

